

令和4年2月1日現在

	中央地区	東部地区	北部地区
■世帯：	2,564世帯	4,053世帯	2,529世帯
■人口：	6,487人	9,859人	6,041人
★男性：	3,071人	4,843人	2,937人
★女性：	3,416人	5,016人	3,104人

## カンガルー通信

### 「北部地区民生委員児童委員協議会」活動紹介

#### 【北小学校へお花のプレゼント】

北小学校の正門横にパンジーとチューリップの球根を植えました。登下校で子どもたちが少しでも癒される環境を作ることができたと思います。

春の新学期には、チューリップの花が見頃を迎えます。地域の皆様も、是非ご覧になってください。



### 北部地区婦人防火クラブ紹介

問合せ：北部地区婦人防火クラブ

会長 下村 光子 65-7372

皆様こんにちは。婦人防火クラブは火災予防を通じて地域社会の福祉の増進に寄与することを目的として、消防機関と連携し「我が家から火災を出さない」をモットーに啓発活動などを行っています。

恒例の「ミニまとい」も役員により一つ一つ丁寧に手づくりし、皆様のもとへお届けしています。また、年末の独居高齢者様への「ふれあい訪問」の際には、にこにこ弁当配布協力者のお手をお借りして防火のチラシをお配りしました。

火災件数は残念ながら昨年より多くなっています。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。併せて、住宅用火災警報器の設置の相談も受け付けておりますので、お気軽にお声掛けください。



### 「北部地区高齢者のためのクリスマス会」報告

尺八演奏家・小川楓堂さんをお迎えして、尺八の音色で昔懐かしい曲やクリスマスソングなど聴かせていただきました。他にはゲームや体操を実施し、最後はくじ引きのプレゼントやお菓子などが一人一人に配られました。参加者からは「また来年も参加したい」とのお声があり、今年度も楽しく開催できました。



### 泉町ラジオ体操会

問合せ：小林 福代 62-0549

毎日午前6：30から北小学校校庭でラジオ体操を行っています。参加者は一緒に元気に体を動かしています。ぜひ参加してみませんか。



### 健康マージャンのお知らせ

問合せ：北遊サロン（斎藤） 090-4135-8024

健康や認知症予防のための「健康マージャン」開催

- と き：毎月第1・第3水曜日  
午後1：00～3：30
- ところ：菊沢コミュニティセンター
- 持ち物：フェイスシールド・マスク



初心者の方でも、教えていただけます



※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、中止となる場合がございます。

## 鹿沼リーバスの一部ダイヤ等 変更のお知らせ

問合せ：生活課交通政策係 63-2163

【変更日】令和4年3月12日（土）

久我線

◆石裂山

7:00発 ⇒ 6:55発に変更

運転免許センター線

◆一部時間帯の停留所の通過時刻が変更

※停留所「TKCいちごアリーナ」がなくなります。

古峰ヶ原線

◆古峰神社

17:15発 ⇒ 17:10発に変更

栗野線

◆JR鹿沼駅

19:48発 ⇒ 19:50発に変更

入栗野上五月線

◆上五月

8:40発 ⇒ 8:35発に変更

※詳しくはリーバス車内及び市HPでご確認ください。

## 鹿沼手づくりマルシェ開催

問合せ：鹿沼手づくりマルシェ事務局

090-2321-6418

手づくり品を多数用意しております。オリジナルの作品を手にとって、お買い求めください。

と き：3月6日（日）

午前10:00～午後2:00

ところ：まちなか交流プラザ2階



体験もできます！  
お気に入りの作品を  
作りませんか？



市内出店者も  
同時募集中！  
ご連絡ください

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては  
中止となる場合がございます。

## 18歳になったら、大人としての責任を!!

問合せ：生活課消費生活センター 63-3313

成年年齢を18歳に引き下げることとする改正「民法」が、今年4月1日から施行され、18歳・19歳の方は親の同意を得ずに携帯電話やアパートの契約、クレジットカードの作成やローンを組むことができるようになります。

ただし、今までのように「未成年者取り消し」ができなくなる等、消費者として危険が増すことになるので注意が必要です。インターネット販売のトラブルや身に覚えのない請求等、「おかしいな」「困ったな」と思ったときは消費生活センターへご相談ください。

### 現在の18歳=未成年

親の同意なしで契約した場合、原則、契約を取り消すことができます。



親の同意がない契約は取り消せる  
(法律で保護されている)

ただし、お小遣いの範囲内などの少額な契約や、自分が成人だと偽って契約した場合、結婚している場合等は取り消しできません。

### これからの18歳=成人

令和4年4月から、18歳・19歳の方は親の同意がなくてもいろいろな契約ができるようになります。



ただし、「未成年者取り消し」はできなくなり、さまざまな勧誘のターゲットになる危険性が増加します。